

福祉文教常任委員会会議録

令和7年12月10日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和7年12月10日（水）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	二家本英生
〃 副委員長	小島みゆき
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	高迫 照子
〃 委員	田辺 みき
〃 委員	前川 和也

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	武藤 優子		大谷 貴利
こども課長	藤原 直臣	健康づくり課長	泉 亜希
教育部長	柏原 憲一	教育部理事兼学校教育課長	
教育部理事	森田 綾子		石本 秀樹
学校教育課参事	黒木 謙太	教育課長	伊藤 真

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

委員長（二家本 英生議員）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから委員会を始めます。
委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集くださいますようお願いいたします。
ただいまから福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（二家本 英生議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（二家本 英生議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番、今奈良幸子委員を
指名いたします。

委員長（二家本 英生議員）

開会に先立ち町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆様、おはようございます。委員皆様におかれましては公私何かとご多忙のところ、福祉文化常任委員会にご参集いただき、ありがとうございます。

ニュースの報道でご存じのように、おととい発生しました最大震度6強、推定マグニチュード7.5の青森県東方沖を震源とする地震がありました。気象庁は北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表いたしました。これは初めてということでもあります。道路の陥没や水道管の破損など大変な被害が明らかになってきております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。私たちも来たるべき南海トラフ巨大地震に備え、準備をさらに進めてまいりたいと思っております。

本日は、12月5日本会議にご提案いたしました議案のうち、当常任委員会に付託されました議案についてでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。説明者はページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言いただきますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようご協力をお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

それでは案件1、令和7年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

まず最初に、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを担当課より説明を求めます。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

議案書7ページをお願いいたします。議案第52号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本件は、東忠岡老人いこいの家及び忠岡町総合福祉センターの両施設につきまして、令和8年3月31日をもって指定管理者による指定期間が終了することから、新たな指定管理者について公募を行い、選定の結果、株式会社ビケンテクノを最適と判断し、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の所在地及び名称は、忠岡町北出2丁目1番21号、東忠岡老人いこいの家、及び忠岡町忠岡南1丁目9番15号、忠岡町総合福祉センターでございます。

指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名は、両施設とも大阪府吹田市南金田2丁目12番1号、株式会社ビケンテクノ、代表取締役社長梶山龍誠。指定の期間、両施設とも令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして、指定管理者の提案内容の抜粋を用いて説明させていただきます。議案第52号福祉課資料をご覧ください。

提案資料の５段目からご覧ください。施設管理に対する考え方と提案では、本業である総合的ビルメンテナンス力を発揮し、清掃、衛生管理、保守点検などの業務を的確、スムーズに行い、利用者に安全安心、快適な施設空間を継続して提供。本社もバックアップを行い、管理運営状態のセルフモニタリングや安全指導、スキルアップ研修、内部監査員による金銭出納及び情報管理の監査を実施。

続いて一番下の項目、ご覧ください。自主事業の企画内容、令和８年度から令和１２年度では、自主事業のプログラム内容は記載のとおりでございます。また、現在実施のプログラムに加え、eスポーツ教室、ディスコン教室など新たな教室の提案もしていただいております。

続いて、裏面をお願いいたします。裏面３段目でございます。管理経費の縮減では、小修繕や不具合発生時の一時対応を自社スタッフにて実施できる体制を整備されております。これらの項目については、選定委員会でのプレゼンテーションの際も高く評価されたところでございます。

続いて、一番下の項目でございます。運営収支計画につきましては、令和８年度から令和１２年度の計５年間で９，８８８万４，０００円でございます。

その他事項につきましては、ご高覧くださいますようお願いいたします。

また、株式会社ビケンテクノは令和３年度より本施設の指定管理者であり、問題なく施設運営できていることも鑑み、運営に当たっては地域福祉の推進に十分配慮し、適切な管理運営が図られるものと見込んでおります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

指定管理者のこのプロポーザルで、何社ぐらい来たのでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

２社でございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

そしたら、このビケンテクノを選ばれたっていうことは、どんな点が、先ほど少し説明はありましたが、どんな点が高得点になったのでしょうか、教えてください。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

先ほどの項目とも重複するところもございますが、やはり施設管理の観点ですね。もともとビルメンテナンスの会社を営まれているところから、施設の整備、設備に関しましては、保守点検など確実に実施していただいております。

また、自主事業としまして、人気のあるヨガ教室であったりとか、多種多様な教室を実施していただくほか、利用者の要望なども組み込んでいただいて、カラオケ大会やいろいろな催しなどを実施してくださっておりまして、利用者の評価も良いものがございます。

以上のところが、こちらとしましては評価させていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございました。あの利用してる方々が、メニューもたくさんあって、喜んでおられます。

では、次の質問をさしてもらいます。老人いこいの家は耐震化はどうなっているのでしょうか。耐震化されてますか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

そうですね。当該施設につきましては、昭和54年に建てられた施設でして、そこから

かなり長い年月がたっている古い施設でございます。で、老朽化も踏まえまして、今施設の管理計画の中では、除去またあるいは建て直し等の計画を今検討しているところでございまして、耐震化の診断等がまだできていない状況ではございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございました。公共施設等総合管理計画には、耐震化未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用ニーズを鑑み、必要性の低い施設は廃止、除却を進めると書いてあります。それで、この東忠岡老人いこいの家は、契約された令和13年3月31日までは廃止されずに、このまま継続していただけるのでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

現在ですね、5年間というところで、一旦指定の議案を出させていただいております。ただ、今、こちらの施設、先ほども申し上げましたが、古い老朽化した施設ですので、安全面も考えて、一旦は除却というところでの検討をしておりました。

その後ですね、跡地の有効活用であったりとか、そういった議論がまだ一定見えてきていないところもありますので、早急に除去して、何も活用ができない土地をつくってしまうというよりは、きちんと今後の計画を立てた上で、除去、更新なのか、どういう利用するのかというところを決める必要があると考えておりますので、一旦5年間とはさせていただいてるんですけども、協定の中で今後のめどが決まりましたら、一度指定のほうを途中で切れるような形ではさせていただくように協議をしておりますので、今後の検討について引き続きさせていただきながら運用していきたいと思っております。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

もし除去とかなった場合は、またそれに代わるものがね、この上の地域では必要かなとも思いますので、またそこらも今後検討してください。お願いします。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

そちらも含めて検討してまいりますので、お願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。ありがとうございます。私もいろいろと読ませていただいたんですけど、今回この指定管理者に何か、時代の変化によってこういうことをしていただきたいという要望を、忠岡町としてはこれの中でどれを一番したのか、教えていただけますか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

そうですね。やはり施設を丸ごと預けるといってもございますので、安心安全に使っていただくために、施設のメンテナンスというところには重点を置いてございます。こちらの会社につきましては、小修繕等たくさん、常々実施していただいておりますので、設備の故障の際ですとか、あと空調のメンテナンス、そういったところについては月1回、本社のほうから作業の部隊が来られまして、作業していただいておりますので、安全に使っていただけるような運営ができていますものと考えております。そちらについては引き続きお願いしていきたいと考えております。

また、時代の流れとしまして、高齢者の介護予防という点が必要なところになってきていると思いますので、たくさんの方に寄っていただいて、健康的に運動ですとか脳トレとか趣味の活動をしていただけるような場をたくさん持ってほしいということで要望しております。

委員（今奈良 幸子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

私、ちょっと施設内を調べさせていただいたら、何か結構、囲碁とか将棋セットがあって、これの活用というのはどうなってるんですかね。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

囲碁、将棋につきましてはクラブもございまして、定期的に利用されてます。また、空いてるときは自由に使っていいようにしておりますので、時折、専用のお部屋もあつらえておりますので、していただけてると思っております。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。中が見れないで、どうなってるかなあと思っていろいろ調べさせていただいたら、いろんな、こんなものがあるんだとか、何かカラオケセットもあるし、すごく有効活用できる場ありますので、有効に本当に、協議していただいて活用していただけたらと思います。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

では、私より質問が、質疑がありますので、進行を小島副委員長に交代いたしたいと思います。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。二家本委員長、質疑をお願いいたします。

委員（二家本 英生議員）

今回、また新しく5年間やるということなんですけども、この資料のページでもあったんですけども、後ほど補正予算のところでも出てくるんですけども、5年間の運営収支計画ということで9,888万4,000円挙げられております。で、これ、今まで令和3年からの5年間でいくと、大体1年間平均が1,700万ちょっと近くで、今回、次の5年間というのが平均すると1,900万、約2,000万弱ぐらいになってくるので、その辺りの、多分物価高騰とかも影響あると思うんですけども、価格設定としてはどのよう

な形でされていたのでしょうか。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

武藤課長、お願いします。

福祉課（武藤 優子課長）

価格設定ですね。以前、これまでの5年間をまず加味しながら計算をさせていただいてるんですけども、おっしゃるとおり物価高騰で電気代等も上がっておりますので、そちらの上昇分と、あとやはり人件費も上がっておりますので、そちらが上昇の主な要因となっていると考えております。

その他について、特に項目設定、増やしているところはないんですけども、1点、修繕費のところですね。これまで10万という設定をしておりました。で、10万以内で小規模修繕であればビケンテクノのほうでしていただいていたんですけども、なかなかこちらでも物価高騰等で10万でできる工事、整備というのがなくなってきておりますので、そちらのほうを考え方を変えさせていただきまして、一度100万円お預けさせていただいて、50万円までの工事2回はできるような設定にしております。ただ、工事をしないことも考えられますので、残りの分については返金していただくような形で整理させていただきました。

以上です

委員（二家本 英生議員）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。物価高騰とか人件費の高騰というのはもう仕方ないところなので、それプラス今回設備費、修繕費ということで、そこの部分に関しては今まで渡しきりでやってたわけじゃなくて、一応上限を設けて、上限というか幅を設けて、それで余った分は返金っていうか、管理料に入れない形でやっていくという運営が分かりましたので。分かりました。大丈夫です。

以上で終わります。

副委員長（小島 みゆき議員）

委員長の質疑が終わりましたので、進行を委員長に交代いたします。

（進行を二家本委員長に交代）

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(二家本 英生議員)

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

異議ないと認めます。

よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

委員長(二家本 英生議員)

議案第58号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

こども課(藤原 直臣課長)

委員長。

委員長(二家本 英生議員)

藤原課長。

こども課(藤原 直臣課長)

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。議案第58号、忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明させていただきます。

37ページをお開きください。第1条で、この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとしており、第2条では、その条例の定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(内閣府令第1号)に定めるとしております。

次に、ご配布しております議案第58号こども課資料1をご覧ください。

まず、条例制定の背景ですが、令和6年6月12日に公布された子ども子育て支援法の

一部を改正する法律により、保育所を利用していない0歳6か月から3歳未満の子どもが、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に利用できる新たな制度、通称、こども誰でも通園制度が創設されました。この制度は、児童福祉法上では乳児等通園支援事業とされ、事業を実施するためには国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例を定める必要があるとなっております。条例制定の内容ですが、本町においては、国が定めた基準を準用しており、項目としましては以下のとおりです。

裏面をお願いいたします。制定による影響ですが、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することで、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援強化につながるものだと考えております。

次に、こども課資料2をご覧ください。ここで資料の修正をお願いいたします。行の真ん中より下のところで、趣旨のところですね。その児童福祉法の前に第1条というところが抜けておりましたので、加筆のほう、よろしくをお願いいたします。お手数をおかけして申し訳ございません。

この資料では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、内閣府令第1号を掲載しておりますので、後ほどご覧ください

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

一般質問のときに私ちょっと、以前さしてもらったんですけど、「ひだまり」でされるということで、施設においてはもうあまり手を加えなくていいということですが、一時預かりの子どもさんもいてる中で、このこども誰でも通園制度、これで子どもさんが来られた場合に、手いっぱいになるんじゃないかなっていう心配があるんですけど、見てもらえるのかなっていうことで、ここら辺は大丈夫でしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

去年1年間の一時預かりの実質人員なんですけども、大体15人ぐらい利用をされてお

り、大体週に1回の、1回当たり希望があるというところで、日数的にはかなり余裕があるのかなというふうに考えております。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

分かりました。こども誰でも通園制度は1か月に10時間っていう短い時間なので、そういうふうにして大丈夫っていう見通しを持ってされるということで理解できました。

もう1つは、もし親がお昼に外出して、子どもさんを預けたいという場合には、子どもさんの給食が入ってくると思うんですけど、そこら辺はアレルギー対応とか、その食べ物への配慮はなされるのでしょうか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

一時預かりもそうなんですけども、利用されるに当たって事前面談というのを必ず徹底しております。そのとき、このお子様がどういったアレルギーがあるのかというところを事前にチェックするというところの、一時預かりの利用と同じような形で、誰通のほうもそういう取組をさせていただこうと、このように思っております。

以上です。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

分かりました。よろしくお願いします。

委員長（二家本 英生議員）

ほかに質疑ございませんか。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

私、こども誰でも通園制度のことを調べさせていただきました。手引きに載ってるんですけども、制度の意義を実現するための自治体の役割として書かれてる部分で、すごく大切なことが書かれておりまして、「各施策の担当者のみならず、首長や教育長をはじめ、関係する職員が部局横断的に制度の意義について共通理解を持って取組を進めることが重要である」と書かれておりますけれども、今現在、これ何かされてることあるのか。

それと、これからこれをどうやって進めていかれるのか、もし決まっているのであれば教えていただけますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

もちろんその新しい制度を実施するということでございますので、うちで言いましたら町長のほうとはいろいろと調整のほうはさせていただいておるところでございます。

ただ、おととしまでは教育委員会のほうで所管しておりましたが、現在は首長部局のほうのこども課のほうで所管しておりますので、特に教育長さんと何か調整という部分に関しましては、現時点では行っていないというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。これ、とっても大切なことだと思うので、ここで言わせていただいたんですけど、あと1つ私が懸念してるのは、住民全体の理解を広げていく必要がありますってしたときに、今までの感覚で保護者の方は預けられるって、どう思ってるかっていう、ここの制度の目的とか意義をしっかりとどのように伝えていくかがとても大切であると思ってるんですけど、それを何か、その伝え方、こういうふうに工夫するとか、今から3か月ちょっとあるので、どうしていくとかというのがあれば教えていただけますか。

こども課（藤原 直臣課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

藤原課長。

こども課（藤原 直臣課長）

まず、周知方法としましては、広報、ホームページですね、そういったところにしっかりとこの誰通の趣旨を載せるというところであったり、また、この面接、面談ですね、するときに、これは誰でも通園はこういう趣旨ですと。ただ、一時預かりはこういう趣旨ですというところをしっかりとご両親のほうにお話ししていければなというふうに考えております。

以上です。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

私、これ見ましたが、本当に登録申請してやるやりとり、すごくあるので、多分住民の方もとっても大変だと思うので、そこをしっかりと、多分産後で、生まれて6か月の子にしなあかんでなったら、その子を見ながらやるって考えたらちょっと大変やなと思ったんで、そこもちょっと配慮しながら、本当にこれ読んでもだけでも本当に職員さんの方々、皆大変だと思うんですけど、頑張っていたらというエールを込めて、今後よろしくお願いします。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第58号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）についての本常任委員会に係る部分についてのみを担当課より説明を求めます。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議案書の39ページをお願いいたします。議案第59号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,520万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億6,067万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、後ほど事項別明細書により福祉文教常任委員会に関連する項目についてご説明させていただきます。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加は第3表地方債補正によるものでございます。

45ページ、第2表、債務負担行為補正をお願いいたします。債務負担行為の追加で4件のうち2件が福祉文教常任委員会関連項目でございます。

2つ目の項目で、忠岡町福祉バス自動車リース事業で、期間は令和7年度から令和8年度としており、限度額は64万2,000円とするものでございます。本事業は、現在のリース契約が車検の関係により令和8年2月末までとなっているため、令和8年3月から1年間の契約となり、年度をまたぐ契約となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

3つ目の項目で、社会福祉施設指定管理運営業務委託、総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家で、期間は令和7年度から令和12年度としており、限度額は9,888万4,000円とするものでございます。本事業は指定管理業務委託が令和7年度末までの指定となっていることから、債務負担行為を設定するものです。

次ページに参りまして、第3表、地方債補正をお願いいたします。地方債の変更で、3件のうち2件が福祉文教常任委員会関連項目でございます。今回の変更は2件とも事業費確定に伴う地方債の変更でございます。

47ページをお願いいたします。起債の目的は、小学校整備事業債で限度額を1,36

0万円、次ページに参りまして中学校整備事業債で限度額を710万円とするものでございます。

51ページをお願いいたします。歳入で、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で補正額7,417万3,000円は、自立支援給付事業負担金ほかでございます。

次ページに参りまして、第3項 委託金、第2目 民生費委託金で、補正額30万8,000円は国民年金事務委託金でございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費負担金で補正額3,552万1,000円は、自立支援給付事業負担金ほかでございます。

次ページに参りまして、第2項 府補助金、第5目 教育費補助金で18万5,000円の減額は、大阪府公立学校情報機器整備事業費補助金小学校分ほかでございます。

次ページに参りまして、第20款 諸収入、第4項、第1目 雑入で、補正額1,765万7,000円は、後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金でございます。第21款、第1項 町債、第9目 教育債で920万円の減額は、小学校整備事業債ほかでございます。

次ページに参りまして、歳出でございますが、人件費を計上している各費目においては、人事院勧告等に伴う職員及び会計年度任用職員の調整額を計上しております。また、現時点での各事業における事業費の確定による入札差金等事業予算の減額を計上しております。人件費及び事業費予算の減額補正についての説明は省略させていただきます。

60ページに参りまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で181万8,000円の減額は、町社協補助金ほかでございます。第2目 障害福祉費で補正額1億5,658万9,000円は、更生医療費扶助費ほかでございます。このうち、更生医療費扶助費については、障害者医療費負担金で国2分の1、更生医療費負担金で府4分の1の財源措置、介護給付訓練等給付費については、自立支援給付事業負担金で、国2分の1、府4分の1の財源措置、児童発達支援事業費については児童発達支援事業負担金で国2分の1、府4分の1の財源措置がそれぞれなされます。

次ページに参りまして、第3目 高齢者福祉費で補正額86万6,000円は、地域支援事業繰出金、総合事業以外の地域支援事業でございます。第6目 老人医療助成費で補正額46万5,000円は、後期高齢者医療特別会計繰出金事務費分でございます。第10目 子ども医療助成費で補正額2万9,000円は、未熟児養育医療費負担金精算返還金でございます。

次ページに参りまして、第11目 国民年金費で補正額45万4,000円は、国民年金システム改修業務委託料でございます。

65ページに参りまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健センター費で135万3,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金精

算返還金ほかでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

63ページのさっきの説明で63ページ、国民年金費というところで、その他委託、国民年金システム改修業務委託料とありますが、これは何のための改修で、どういうシステム改修になるのか、お願いします。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

こちらの改修経費でございますが、令和7年度の税制改正におきまして、国民年金保険料の免除等の制度改正に伴う国民年金システムの改修となっております。

内容としまして、国民年金保険料の免除申請や学生納付特例申請書という書類を作成する画面がございます。その画面において、令和7年度以降、今回の税制改正に伴い新たに設けられました特定親族特別控除額という項目を新たに追加する必要があります。

これに伴う改修ということになってございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。72ページの18の子どもチャレンジ支援事業補助金が減額されました。

私、これ一般質問でもさせていただいて、やらないということなんですけど、これに対する代替は何か考えてるんですかって。多分考えていきますっていう答弁を頂いたと思うんですけども、これ、ほか何か今考えて動かれてる部分があれば教えてください。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

代案といたしまして、あすなろ未来塾のほうの中学生のほうですね、予算計上のほう、させていただいておりますので、そちらを代案とさせていただいております。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません。新しく何か追加されたってことですか。それとも何か代替で。ごめんなさい。もうちょっと分かりやすく説明いただけますか。

委員長（二家本 英生議員）

伊藤課長。

教育課（伊藤 真課長）

今年度は中学生のあすなろ未来塾、ちょっと行っておりませんでしたので、次年度ですね、新たに中学校のあすなろ未来塾のほうの予算計上しております。次年度からということで今いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

今年度はやってないってことでいいんですね。本当は今年度やっていただきたかったんですけど、無理ということなんで、来年度に生かされてるということでご理解しました。けれども、とても悲しかったなと思っております。

あともう1点。すみません、これ初歩的で申し訳ないんですけど、73ページの小学校児童用端末購入費のところの減額されたのって、入札して、ただ額が思ったより安かったからというのでよろしいんですね。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員仰せのとおりでございます。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

結構こんなに額って変動があるもんなんですかね。結構な額が、私は中学校と小学校に関して思ったんですけど、この予算を計上したのって何か基準があって、お金をやってる感じでよろしいんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1人1台端末につきましては、大阪府の共同調達のほうを活用しまして、大阪府のほうで一般競争入札のほうを行っておりますので、その上で一定の補助金の上限額というのもございますので、そこを踏まえて各校予算計上してたんですが、先ほど議員おっしゃられたように、入札の結果、一定安くなったというものでございます。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続きまして、議案第６０号 令和７年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書８３ページをお願いいたします。議案第６０号、令和７年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１９１万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７億８，７２９万４，０００円とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の３ページをご覧ください。今回の補正は、国民健康保険基盤安定負担金等の確定による補正、並びに前年度繰越金の歳入予算の計上及び交付金返還のための歳出予算の計上を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

議案書の８８ページをお願いいたします。歳入につきましては、第１款、第１項、第１目国民健康保険料で補正額６２６万１，０００円の増額は現年分でございます。

第６款 繰入金、第１項 他会計繰入金、第１目 一般会計繰入金で補正額６２６万１，０００円の減額は、保険基盤安定繰入金補正額６０２万円の減額ほかでございます。

次のページに進みまして、第２項 基金繰入金、第１目 国民健康保険事業財政調整基金繰入金で補正額３１万３，０００円の追加は、国民健康保険事業財政調整基金繰入金でございます。

第７款 第１項、第１目 繰越金で、補正額１６２万円の追加は、前年度繰越金でございます。

次に、議案書の９０ページをお願いいたします。歳出につきましては、第３款 国民健康保険事業費納付金においては、保険基盤安定繰入金等の確定による歳出予算の財源更正でございます。

次のページに進みまして、第７款 諸支出金、第１項 償還金及び還付加算金、第２目償還金で補正額１９１万５，０００円の追加は、前年度国民健康保険保険給付費等交付金、特別交付金の返還金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第60号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、議案第61号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、担当課より説明を求めます。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

議案書の93ページをお願いいたします。議案第61号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,886万7,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により後ほどご説明申し上げます。

ここでお手元の予算に関する説明書の5ページを併せてご覧ください。今回の補正予算

は、歳入において令和6年度介護給付費交付金の確定に伴う精算交付金を計上、また歳出において介護報酬改定等に伴うシステム改修業務を計上、支払基金交付金精算返還金を計上、人事院勧告に伴う人件費を計上するものでございます。

それでは、議案書の98ページにお戻りください。歳入でございます。第1款 保険料、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料で補正額40万9,000円の追加は、普通徴収保険料でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業で補正額68万4,000円の追加でございます。第6目 介護保険事業費補助金で補正額52万1,000円の追加でございます。

第4款 第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金で補正額60万1,000円の追加でございます。

第5款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業で補正額34万2,000円の追加でございます。

第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 地域支援事業繰入金、総合事業以外の地域支援事業で補正額34万4,000円の追加、第5目 その他一般会計繰入金で補正額52万2,000円の追加は、介護保険システム改修に係る事務費繰入金でございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で補正額104万3,000円の追加は、介護保険システム改修業務委託料でございます。なお、財源につきましては、国庫補助金で2分の1相当額の財政措置がございます。

第3款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業任意事業費、第1目 包括的支援事業費で177万9,000円の追加は、人事院勧告に係る地域包括支援センター職員の人件費でございます。

第6款 諸支出金、第1項 還付金及び還付加算金、第2目 償還金で補正額60万1,000円の追加は、介護給付費交付金の確定に伴う支払基金交付金精算返還金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫 照子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

今の説明の中で、こっちの議案資料の中で、介護報酬改定等っていうのがありますが、ここの等のところを少し説明してください。

福祉課（武藤 優子課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

武藤課長。

福祉課（武藤 優子課長）

こちらのシステム改修でございますが、令和7年度の税制改正に伴う介護保険制度への対応についてというところでございます。内容については、7年度の税制改正におきまして、個人住民税にかかる給与所得控除の最低保障額の引上げに伴いまして、個人の方の課税、非課税の状況が変わる可能性がございます。そちらに伴いまして、介護保険料についても課税状況であったり所得金額に基づいて設定しているため、収入が同じであっても介護保険料の段階の変化が起きる可能性がございますが、介護保険の保険料ですけれども、計画期間の3年単位で算定をしておりますので、こちらでも税制改正に伴う変更が起きてしまいますと、想定しない保険料の不足というところが可能性が出てくることから、そちらを防ぐ措置として、令和8年度の保険料に限るんですけれども、そちらの最低保障額の引上げの影響を受けないよう設定するシステム改修を行うものでございます。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2

号) について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

異議ないと認めます。よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

委員長(二家本 英生議員)

続きまして、議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてを担当課より説明を求めます。

健康福祉部(大谷 貴利次長兼保険課長)

委員長。

委員長(二家本 英生議員)

大谷次長。

健康福祉部(大谷 貴利次長兼保険課長)

議案書の105ページをお願いいたします。議案第62号、令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ817万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,180万1,000円とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の7ページをご覧ください。今回の補正予算は、令和6年度の収支が確定したことに伴い、決算余剰金を前年度繰越金として歳入予算に計上し、また歳出においては給料、各手当、後期高齢者医療保険料等納付金及び保険料の払戻金の精算を行うものでございます。内容につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げます。

議案書の109ページをお願いいたします。歳入につきまして、第3款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で、補正額46万5,000円の追加は事務費繰入金でございます。

第4款、第1項、第1目 繰越金で補正額771万2,000円の追加は前年度繰越金でございます。

次に、議案書の110ページをお願いいたします。歳出につきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で補正額46万5,000円の追加は人件費でございます。

次のページに進みまして、第2款、第1項、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で補正額731万3,000円の追加は、後期高齢者医療保険料等納付金でございます。

第3款 諸支出金、第1項 保険料還付金及び還付加算金、第1目 保険料還付金で補正額39万9,000円の追加は、保険料払戻金過年度分でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします
委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、本会議最終日において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

その他、理事者側で何かございませんか。

（な し）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

委員長（二家本 英生議員）

閉会に当たり町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

本日は長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、また、お認めいただき、ありがとうございました。

今日、皆様から頂きましたご意見、受け止めまして、進めてまいりたいと思います。

朝晩大変冷え込みますが、皆様におかれましては、体調にお気をつけいただいて、ご活躍くださいますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでした。

（「午前10時59分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年12月10日

福祉文教常任委員会委員長 二家本 英 生

福祉文教常任委員会委員 今奈良 幸 子